



2020年7月14日

各 位

会 社 名 サンデンホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 西勝也
(コード番号 6444 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 財務経理本部長 秋間 透
TEL(03)5209-3296

事業再生 ADR 手続における第 1 回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ

本日、事業再生 ADR 手続における第 1 回債権者会議において、対象債権者となる全てのお取引金融機関様の出席の下、同手続に基づき下記の通り、決議がされましたのでお知らせいたします。

記

当社及び一部の当社子会社（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、2020年6月30日付「事業再生 ADR 手続の申込み、及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおります。当社らは、事業再生 ADR 手続の取扱事業者として法務省より認証を受け、経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会との連名で、お取引金融機関様に対して一時停止通知を送付いたしました。

本日、事業再生 ADR 手続の対象債権者となる全てのお取引金融機関様の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第 1 回債権者会議）を開催いたしました。

第 1 回債権者会議は無事成立し、対象債権者となる全てのお取引金融機関様から一時停止通知について同意（追認）を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日）の終了時まで延長することにつきご承認いただきました。

また、当社は、主要取引金融機関からつなぎ融資を含む資金支援を頂くことを予定しており、当該資金支援を頂くこと及び当該資金支援に係る債権について対象債権者の債権よりも優先的取扱いを認めること等についても、対象債権者となる全てのお取引金融機関様からご承認いただきました。

当社らは、今後、事業再生 ADR 手続の中で、お取引金融機関様と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、対象債権者となる全てのお取引金融機関様の同意による成立を目指してまいります。

事業再生 ADR 手続に関する今後のスケジュールは以下のとおりです。

第 2 回債権者会議 （事業再生計画案の協議のための債権者会議） 2020年11月6日予定
第 3 回債権者会議 （事業再生計画案の決議のための債権者会議） 2020年12月11日予定

ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更・続行される可能性がある点にご留意下さい。

以上